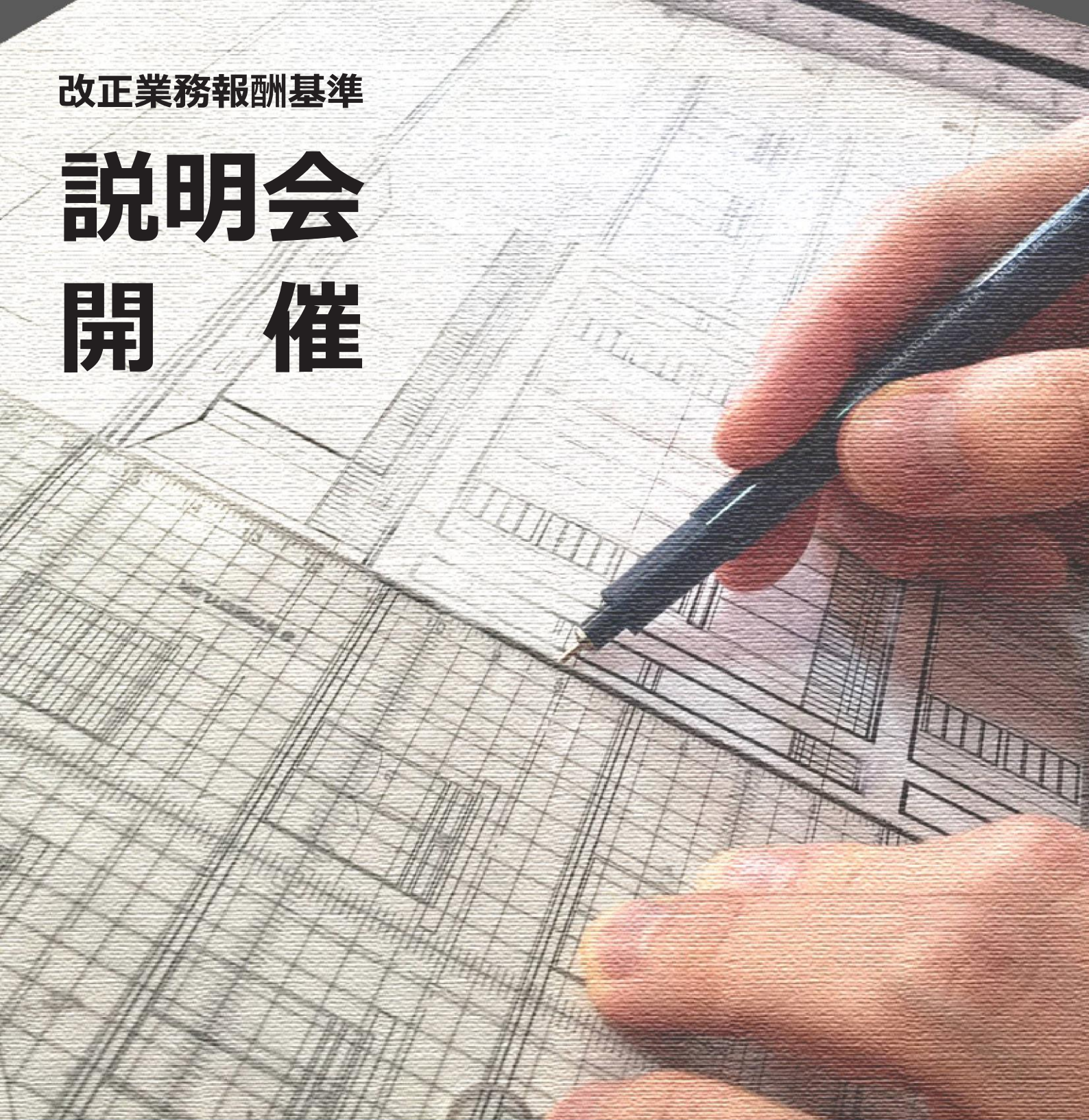


改正業務報酬基準

説明会 開催



建築士事務所の開設者がその業務に関して
請求することのできる報酬の基準が改正されました。

2019年
告示第98号
版

参加費
無料!

DVD講習

CPD
認定
プログラム

開催趣旨

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

主催等

主催：日本建築士会連合会、兵庫県建築士会

共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会

協力：国土交通省

講義科目

- ① 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について
- ② 改正建築士法の概要（情報提供）

開催地・開催日時・定員・会場・申込先等

●開催日時：神戸会場・・・平成31年3月8日（金）14：00～（受付13：30～） 兵庫県民会館10F福

但馬会場・・・平成31年3月13日（水）14：00～ 豊岡市日高地区コミュニケーションター

●定員：各会場とも50名 ※定員に達し次第締め切ります。（先着順）

●受講料：無料※当日、テキストを無料で配布いたします。

●申込方法：下記申込票をFAXでお送りください。

申込票 送付先：（公社）兵庫県建築士会 078-327-0887

希望会場： 神戸会場（3月8日開催） 但馬会場（3月13日開催） →どちらかに

お名前：

連絡先FAX：

連絡先携帯番号：

CPD番号：

問い合わせ先（公社）兵庫県建築士会 078-327-0885

-----受付印-----

※講習会当日は受付印及び受付No.が記載されている本票をご持参ください